

都市郊外における風俗宿泊施設の立地と パート従業員の雇用システムの成立

—京都南インターチェンジ付近を例として—

水上敬太*

I. はじめに

1. 問題の所在

地理学においては、宿泊施設を対象とした研究が豊富に蓄積されてきた。そのなかでホテル、旅館や民宿などは、観光地を対象とした研究のなかでも議論されてきた。石井は、観光業を中心とする山村の民宿地域の形成過程を明らかにした¹⁾。また、妻鹿らは土地利用の変化より、温泉宿泊施設の形成過程の分析を行った。その結果、顧客のニーズが多様化したため、様々な規模の宿泊施設が立地するようになったことが明らかになった²⁾。

宿泊施設に関する研究のなかで、そこでの従業員の労働力に注目したものもある。淡野は、「施設の立地のみをとらえるのではなく、宿泊施設の経営を支える労働力や物資の供給を可能にするシステムを解明する必要がある」と指摘している³⁾。農業や漁業に従事する人々が、繁忙期の調整により、民宿経営の労働力となってきたことが明らかにされたのである。離島の観光地集落において、夏季に臨

時的に島外分家の労働力を受け入れが行われていることに言及した、根岸の研究もある⁴⁾。

このように、これまで地理学では観光地の形成やその機能などを分析するために、宿泊施設が指標とされてきた。そのなかでも、宿泊施設の機能をはじめとする内部構造を明らかにするために、宿泊施設と労働力に焦点が当てられてきたといえる。また、都市におけるビジネスホテルを中心とする浮田らの研究も看過できない⁵⁾。

その一方で、日本には「モーテル」・「ラブホテル」という宿泊施設が存在する。これらは、おもに男女が性行為を目的に利用する施設である。ほとんどの施設では、「休憩」という料金体系が採用され、料金時間単位での利用が可能である。これまでは美的・情緒的と表現された施設の外観や性的な存在に対し、その文化的意義が問われてきた⁶⁾。このように、地理学においても同じ宿泊施設でありながら、「ラブホテル」を対象とした研究は少ない。おそらく、性行為を目的とした宿泊施設であるため、多くの研究者は観光地でのそれ

* 株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド

キーワード：風俗宿泊施設、雇用システム、規律と法律、不動産登記事項証明書、京都南インターチェンジ
Key words: Sex Hotel, Parttime Worker's Employment, Regulation and Law, Registration Certificate of Real Estate, Kyoto-minami Interchange

らの立地展開と同様のアプローチをとることに疑問視してきたのではないかと考えられる。数少ない研究のなかで、阿部は「ラブホテル」の外観に注目し、法令と「ラブホテル」の建築・景観との相互関係を明らかにした⁷⁾。しかし、特定の地域を対象とした研究ではなく、法の制定・改正にともなう立地展開にまでは言及していない。

本稿では、これらの宿泊施設を「風俗宿泊施設」と呼ぶ。そのなかで、第1には法令の制定や改正が風俗宿泊施設の立地展開に与えた影響について地理学的に考察する。そして第2に、この宿泊施設の経営を支える労働力に注目する。風俗宿泊施設のパート従業員の雇用システムに焦点をあて、その結果から勤務実態およびその特性を明らかにする。「風俗宿泊施設」は24時間営業を行っている点からも、こうした営業を成り立たせている労働力に注目することは大きな意義をもつと考えるからである。

2. 研究方法

ここで、本稿における「風俗宿泊施設」について、その定義を明確にし、以下3点の条件をみたすものを研究の対象とする。

- ①店舗自らが、「ラブホテル」・「モーテル」として、職業別電話帳掲載の申請をしている。
- ②利用料金が2人分を基本としていて、宿泊だけでなく、「休憩」という料金システムが採用され、時間単位での利用ができる。
- ③18歳未満の利用禁止を掲げている⁸⁾。

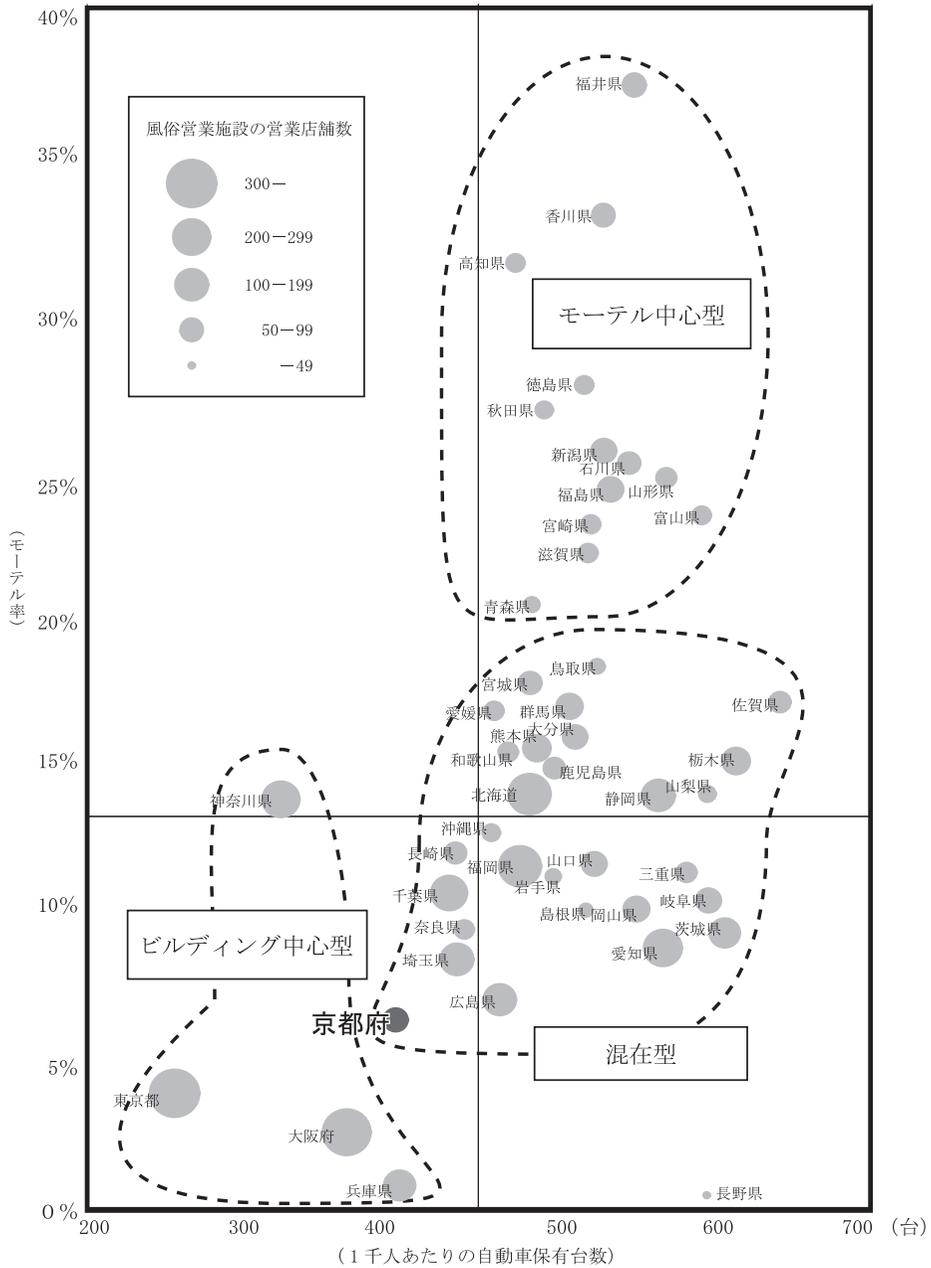
また風俗宿泊施設は、その施設形態から施設内にフロントやロビーを持つものをビルディング型とし、これらの構造をもたないものをモーテル型と呼ぶことにする。初期にみ

られたモーテル型の風俗宿泊施設では、利用客はフロントやロビーを通過せずに入室する。この型については、駐車場と部屋が一体となっているワンルーム・ワンガレージ式と呼ばれるものと、共有の駐車スペースからなるガレージ共有のものがある。それに対し、後発のビルディング型の風俗宿泊施設では、利用客は有人もしくは無人のフロント・ロビーで部屋を選択し、入室する。

両者の比率と、それに密接する自動車保有台数とについて、都道府県別に分析を行なった。そして、平均的なタイプとして、京都府最大の集積地である京都市伏見区の名神高速道路・京都南インターチェンジ（以下、京都南IC）周辺地域を事例とする。その際、住宅地図と京都地方法務局伏見出張所に所蔵されている不動産登記事項証明書⁹⁾を利用し、約30軒の立地展開について時系列的に考察した。とくに後者からは、各施設の開業時期、売買の経歴や経営者の所在地を明らかにした。そして、雇用システムについては、聞き取り調査をはじめとするフィールドワークを行なった¹⁰⁾。

II. 都道府県別にみた風俗宿泊施設の立地展開

2007年11月現在、全国には5,452軒の風俗宿泊施設が営業している¹¹⁾。都道府県別に自動車保有台数と、風俗宿泊施設の全体に対するモーテル型・ビルディング型の割合とを考察すると、その特徴から風俗宿泊施設の立地は3グループに分かれる（第1図）。第1は、モーテル型の割合が高く、営業店舗数自体はあまり多くない県である。人口1,000人



第1図 都道府県別における自動車の保有台数とモーテル率
 (職業別電話帳、財団法人自動車検査登録情報協会『自動車保有台数統計データ』、
<http://www.airia.or.jp/number/index.html/> : 2007/11/19 アクセス) より作成

あたりの自動車保有台数が多く、日常生活に自動車が必要不可欠な県があてはまるこのタイプを「モーター中心型」と呼ぶ。また、これと対照的な特徴を示すのが、「ビルディング中心型」である。これにあてはまる都府県は、人口に対する自動車保有台数ならびにモーター型の割合が高くないものの、その営業店舗数が多いといった特徴を示す。このグループに分類されるのは東京都をはじめ、すべて大都市圏の中心となる地域である。第3は「混在型」に属する道府県のグループで、モーター型の割合が平均13%前後、かつ自動車保有台数も平均以上を示している。規模としては、営業店舗数が300軒以上を超える地域から、50軒未満の地域までその幅は広い。3グループで最多の29の道府県が、これに属している。

このように、人口あたりの自動車保有台数と風俗宿泊施設タイプの比率には、ほぼ相関関係がみられた。これは、利用客が自動車での来店後に駐車、そして入室するというモーター型と、徒歩での利用が見込まれるビルディング型の施設形態によるものである。都市圏に比して、地方では人々の移動は自動車に利用によることが大きい。このような地域性を背景として、モーター型の割合が地方で高くなったといえる。

自動車保有台数という指標を用いると、都道府県単位のスケールで風俗宿泊施設の立地展開に地域性が明らかになった。そこで、よりミクロなスケールでの立地展開を明らかにしていきたい。

III. 京都市における風俗宿泊施設の立地

1. 風俗宿泊施設の立地と規模

京都府は「混在型」に属し、風俗宿泊施設の多くは京都市内で営業している（第2図）。市内の風俗宿泊施設は、伏見区の京都南IC周辺、西京区の杵掛IC周辺、東山・中京・下京区にまたがる繁華街周辺、右京区の粟田口周辺に集中する。特に、IC周辺や国道沿いにはモーター型繁華街周辺では、ビルディング型が立地している。施設の規模をみると、郊外には部屋数が40室を超える大規模な施設が立地する一方、繁華街には30室未満の比較的小規模の施設が営業している。

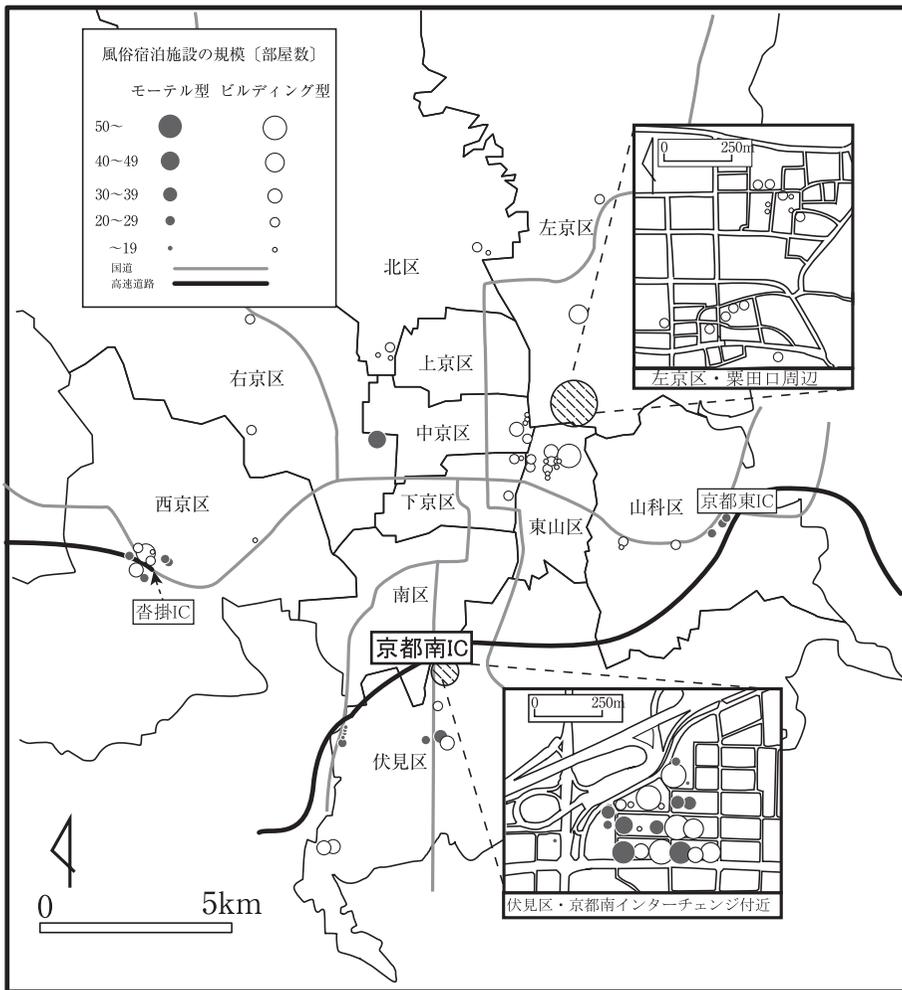
つまり、行政区の境界に近い国道沿いや、高速道路のIC周辺にはモーター型風俗宿泊施設、繁華街の周辺はビルディング型風俗宿泊施設が集中して立地する。また、郊外で営業をする店舗の規模は大きく、繁華街では比較的小規模の店舗が営業する。

2. 京都南IC周辺における風俗宿泊施設の立地展開

(1) 草創期：名神高速道路の開通から風営法の一部改正まで

2007年12月現在、京都市伏見区には、34店の風俗宿泊施設が営業している。そのうち23店舗が京都南IC付近に集中し、市内でも最大の風俗宿泊施設の集積地域が形成されている。この展開を明らかにするため、住宅地図と不動産登記事項証明書より、開業場所・時期を第3図と第4図で示した。それは、法律の制定および改正から、3期に分類できる。全国的な出店動向もふまえ、風俗宿泊施設の立地展開を検証していきたい。

1965年7月1日に名神高速道路が全線開通

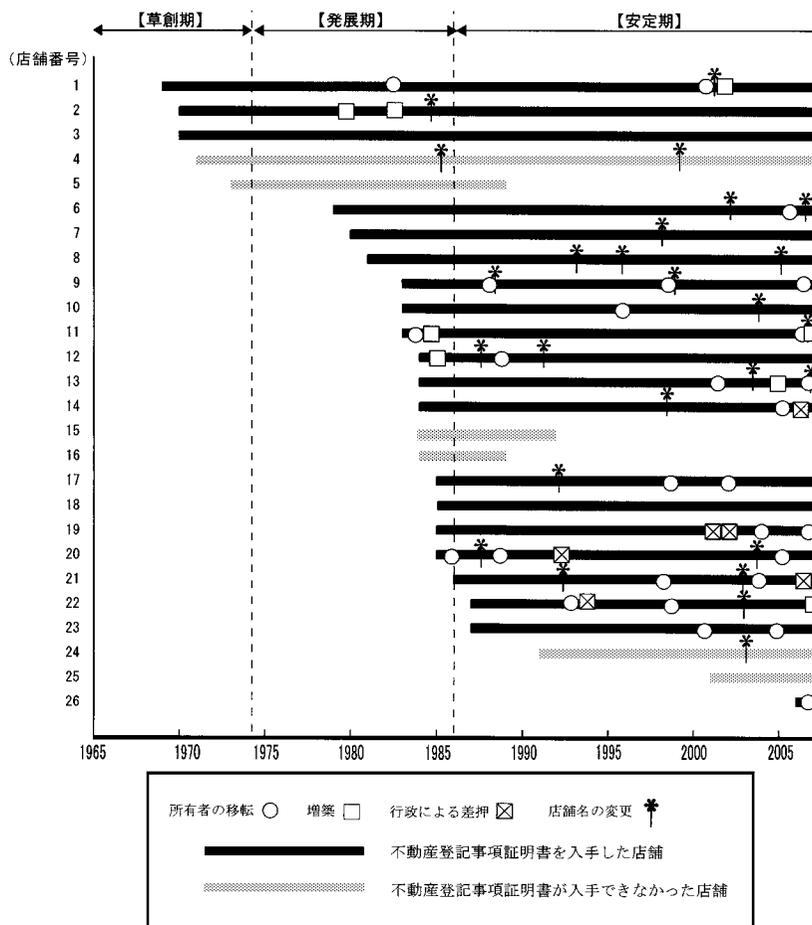


第2図 京都市における風俗宿泊施設の立地と施設の規模（2007年12月1日現在）
（住宅地図、注11）、現地調査、および聞き取り調査により作成）

した。高度経済成長期を迎えた当時、日本にはモータリゼーション社会が到来し、日本各地でモーターが営業を始めた¹²⁾。ただし、これらのモーターは全てが風俗宿発施設ではなかった。さらに、1970年に大阪府で日本万国博覧会が開催され、関西を中心にホテルブームが興った¹³⁾。1970年に約3,000軒だった風俗宿泊施設の営業店舗数が、1972年には6,000軒を突破した¹⁴⁾。

こうした社会的背景のなか、京都南IC周辺に風俗宿泊施設が営業を開始した。1969年に1軒、1970年に2軒、1971年に1軒、1972年前後に1軒が営業を始めている。これら4軒すべての形態がモーター型であり、3軒は京都市内の業者によって経営されていた。つまり、初期では、地元経営者によるモーター型の風俗宿泊施設が営業を始めたのである。

1973年7月、風俗営業等取締法（以下、風



4・5・15・16・24・25は不動産登記事項証明書が未入手のため、店舗名の変更のみ確認した。

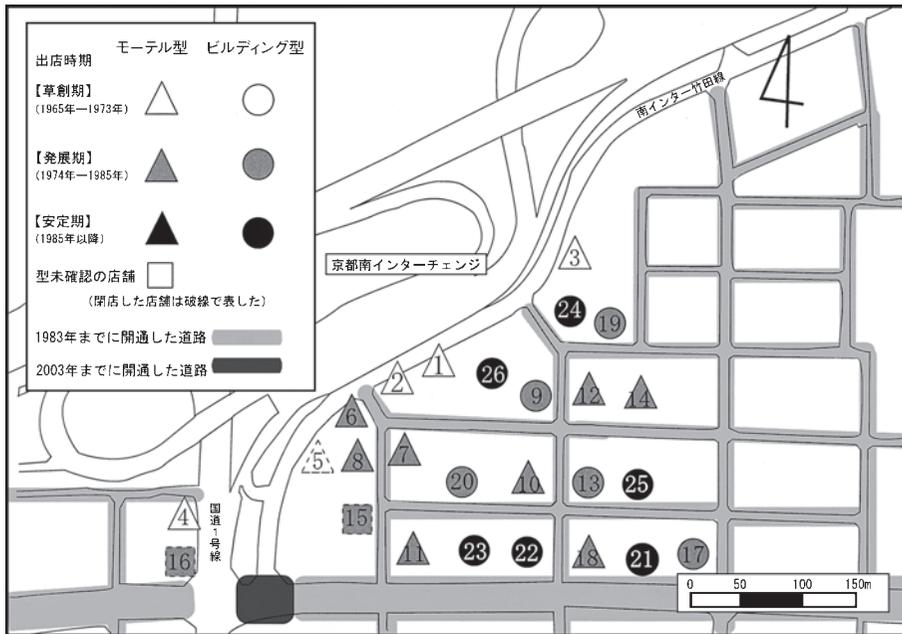
第3図 京都市南IC周辺における風俗宿泊施設の立地展開

(番号は第3図と対応。不動産登記事項証明書、住宅地図(当該年度)より作成)

営法)の一部が改正され、この法律はモータル規制法とも呼ばれた。これにより1階のガレージから2階の部屋が見えない構造をとる階段で結ばれるワンルーム・ワンガレージ式のモータル型については、その営業が規制された¹⁵⁾。当時の住宅地図をみると、ICの出入口付近には田園が広がり、一般道路としては、ICの出口から高速道路に並行して敷設されている南インター竹田線のみであった。このような状況において、新たに店舗を営業す

るためのアクセスが困難となり、新店舗の出店も抑制されたと考えられる。

数こそ5軒と決して多くはないが、このモータル型風俗宿泊施設の出店が、後に京都市南IC周辺に集積するに契機になったことは間違いない。高度成長期という時代背景に加え、モータル型風俗宿泊施設の誕生、大阪万博を契機とする関西地方での宿泊施設の需要の高まりが、この地区において風俗宿泊施設の出店を促したと考えられる。その後、風営法の



番号は、第3図と対応している。
 5は、店名よりモーテル型と判断した。
 ハッチをかけていない道路は、1972年時に開通していた。

第4図 出店時期およびタイプ別にみた風俗宿泊施設の立地展開
 (不動産登記事項証明書、住宅地図により作成)

改正があったものの、その法律で新たに出店
 が抑制されたとは言い難い。実際は禁止条項
 から外れるよう改築が行なわれ、一部では営
 業が続けられていた。それにより、京都南 IC
 周辺では、1974年以降に新たな出店が見られ
 なくなったのである。

(2) 発展期：風営法の一部改正から新風営
 法の施行まで

風営法の改正後、京都南 IC 周辺に1979年・
 1980年・1981年と毎年1軒ずつ、新たな店舗
 が営業を開始している。そして、1983年に3軒、
 1984年前後に5軒、そして1985年には4軒と、
 短期間にそれは増加した。当時、京都南 IC 周
 辺の宅地化と、道路整備が進んでいた。その
 ため、出店用の土地の獲得が容易になり、そ

の結果、新規に風俗宿泊施設の建設が進んだ
 のである。

さらに、1983年から1985年の短期間に多
 くの店舗が営業を開始したのは、1985年2月の
 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関
 する法律」の施行が大きく影響している。この
 法律は「新風営法」とも呼ばれ（以下、新風
 営法）、法的に「ラブホテル」の定義が定めら
 れ、その施設は警察の監督下に置かれるよう
 になった。この法律によって、風俗宿泊施設
 の開業場所が制限され、禁止事項も加えられ
 た¹⁶⁾。しかしながら、新風営法の対象になっ
 たのは、その法律の施行後に新築された風俗
 宿泊施設のみで、既設のものには既得権が認
 められた。つまり、既得権を得て営業をする

ために、法律の施行直前に駆け込むかたちで、経営者は風俗宿泊施設を開業したのである。

この法律の制定後、風俗宿泊施設の形態も変化している。新風営法では、一定の面積以上のロビーや食堂のないことが「ラブホテル」の許可条件となった。換言すれば、食堂を設置し、フロントからロビーを見渡せるような施設にすれば、この法律では「ラブホテル」とみなされず、規制の対象とならずに開業ができたのである。以前のロビーや食堂が存在しないモーテル型風俗宿泊施設に対し、新風営法の規制を受けないように、多くのビルディング型風俗宿泊施設が営業を始めたのである。

この時期に、多くの風俗宿泊施設が営業を始めた結果、店舗間の競争が激しくなった。利用客の獲得のために、経営者側も次々に新しいサービスを提供するようになった。その1つが、フリータイム制という新たな料金体系の誕生である¹⁷⁾。この時期に、新たな料金体系の導入が図られ、この料金体系は現在でも引き継がれている。

(3) 安定期：新風営法施行以後

新風営法の施行前後をピークに、全国的には風俗宿泊施設の店舗数は減少した。しかし、その実態は風営法による定義に則した「ラブホテル」営業ではなく、法律上では一般のホテルや旅館として、風俗宿泊施設の営業が行われた。こうした状況のなか、京都南 IC 周辺では閉業する店舗も現れた。これは店舗間の競争が激しくなったことが理由として考えられる。しかしその一方で、1986・1991・2002・2007年に各1軒、1987年に2軒の開業が確認できる。全体的には、この地域の店舗数は微増加してきたのである。

1985年前後から、閉業する店舗や行政に差

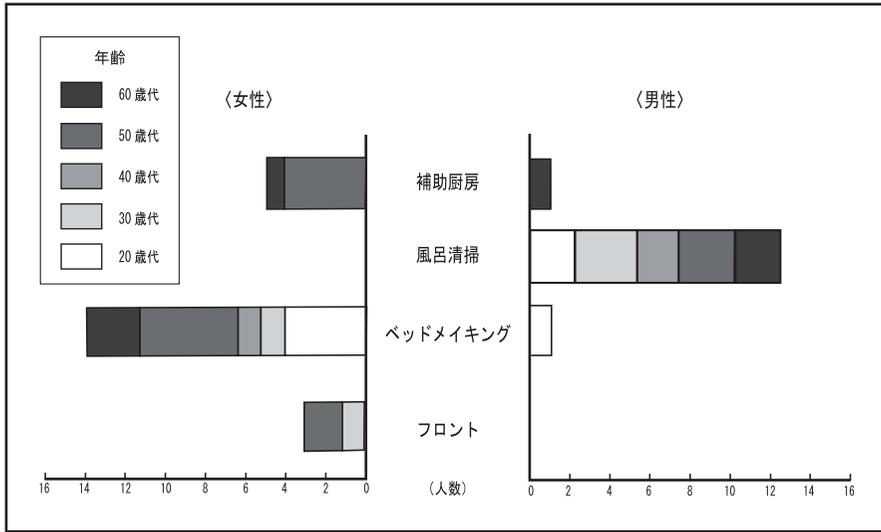
し押さえを受ける店舗が出てきた。これは、この地域の店舗数が増え続けた結果、店舗間のサービス競争が激化したためである。また、店名を変更する風俗宿泊施設も現れた(第4図)。なかには、約20年間に3回変更している店舗もあった。不動産登記事項証明書に記載された所有権の移転理由をみると、その多くは店舗の売買によるものであった。経営が悪化した風俗宿泊施設を他の経営者が買い取り、代わって経営を始めたのである。

経営者の特徴として、草創期にはおもに経営者は個人で、不動産登記事項証明書には店舗の所有者として個人名が登記されている。時代が下るにつれ、京都市外からの業者が営業を開始している。発展期に入ると、京都市外の経営者が増えた。店舗の所有者として会社組織の業者名が増え、なかには三重県の業者名が確認できた。安定期以降、この地域で風俗宿泊施設を営業するのは、京都市・京都府南部・兵庫県東部・大阪市・大阪府南部の経営者である。そのなかには、全国で30店舗以上の風俗宿泊施設を運営するホテルグループ、パチンコ業者や不動産業などが確認できた。これは、店舗間の競争をめぐって、より質の高いサービスを利用客に提供する必要が生じた結果である。そのため、資金力をもつ企業がこの地域で新しく営業を開始したと考えられる(第6図)。

IV. 風俗宿泊施設における雇用システム

1. パート従業員の属性

1999年に開業し、全国展開を行うホテルグループの店舗22では、2007年9月現在では39名の従業員が勤務している。そのうち2名



第5図 パート従業員の仕事の内訳 (店舗 22)
(ホテル資料および聞き取りより作成)

が正社員であり、他の 37 名がいわゆるパート従業員である。後者は業務の担当別に採用され、フロント・補助厨房・ベッドメイキング・風呂清掃にわかれている。パート従業員の担当業務と性別をみると、男性は風呂清掃を中心に担当し、女性はそれ以外を担当している。前者には清掃する体力、後者には丁寧な清掃および備品設置への気配りが求められるためである (第 5 図)。

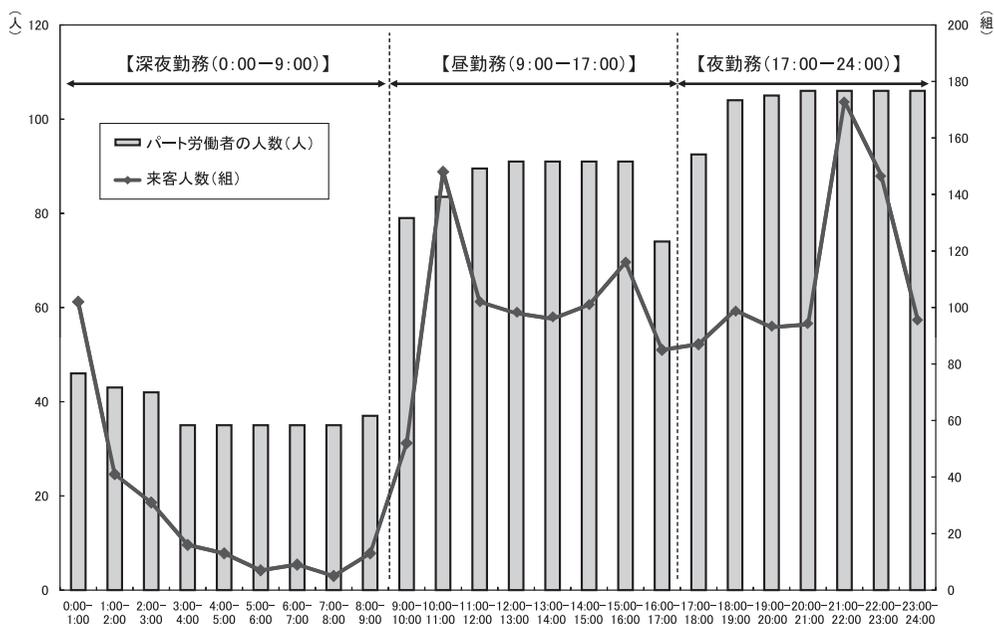
次に、担当業務と従業員の年齢に注目する。全パート労働者の 37 名のうち、23 名が 50 歳を超える。その一方で、20 歳代のパート労働者も目立った。これは、一般には 50 歳代後半以上の求人が少ないのに対し、当業界では年齢制限が比較的寛容なためである。また、20 歳代には学生が含まれ、7 名が中国人留学生であった。うち 5 名が近隣の大学および短期大学に通う留学生であり、2 名が語学学校に通う学生であった。彼らへの聞き取りによれば、「風俗宿泊施設は、軽作業が中心で、比較

的言語が障害とならないので、働きやすい」というのが就業理由である。彼らは知人からの紹介によって勤務を始めている。

2. 時間帯別にみる来客者数とパート従業員の関係

風俗宿泊施設の 24 時間営業を成立させるため、パート従業員はどのような勤務シフトのもとで就労しているのであろうか。時間帯別の来客者数とパート従業員のシフトとの関係を見ると、パート従業員の勤務時間が昼勤務 (9:00 ~ 17:00)・夜勤務 (17:00 ~ 24:00)・深夜勤務 (0:00 ~ 9:00) に 3 分されている (第 6 図)。時間帯別の来客数をみると 10:00 から翌深夜 1:00 まで一定数の来客があるものの、とりわけ 10 時・21 時台に利用客が集中する。これは、店舗 22 では 10 時からサービスタイムの開始、宿泊タイムが 21 時からなるなど、時間帯による特別サービスのためである。

これらによる来客者の増加に合わせて、パート従業員は他の業務を担当することもあ



第6図 時間別来客組数とパート労働力の関係 (店舗 22)

来客数は、宿泊客・休憩の利用客を区別しない

(ホテル資料より作成)

る。第6図で示したように、風呂清掃の担当者がベットメイキングを担当するなど、パート従業員はももとの担当業務以外の仕事も行い、それは時間単位で変わる。このように、迅速にかつ丁寧に部屋を提供するため、時間帯別の来客数の増減に対して、パート従業員が柔軟に配置されるのである。また、軽作業中心の労働であり、同地域で風俗宿泊施設が集積するために、パート従業員は比較的簡単に他店舗に移ることが可能である¹⁸⁾。

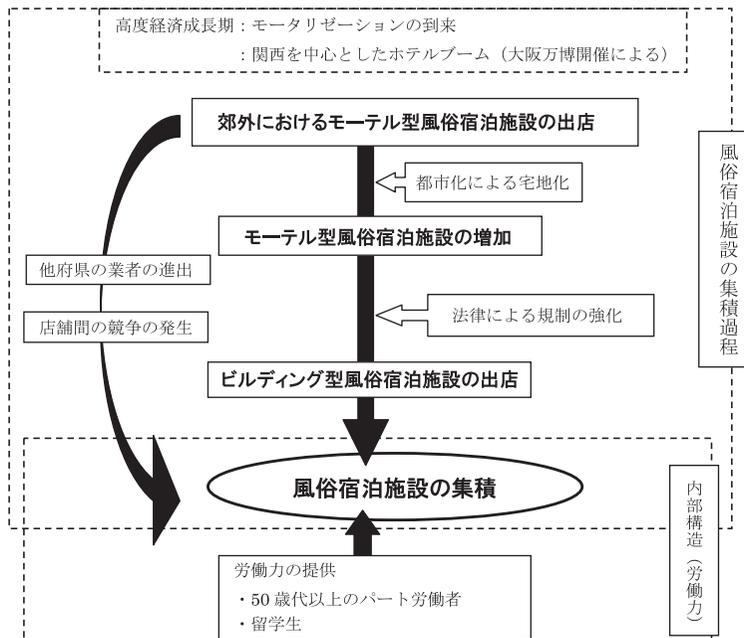
V. まとめ

今回得られた知見より、風俗宿泊施設の立地展開は以下のようにまとめられる。

全国的なスケールでみた場合、モーテル型の割合と自動車保有台数とは一定の相関関係がある。いわゆるモータリゼーションが進

んでいる地域ほど、モーテル型の風俗宿泊施設の割合が高い。これは、車での来客を前提に、1970年頃にモーテル型の風俗宿泊施設が営業を開始したからである。

高速道路のIC周辺という地理的スケールで、風俗宿泊施設が集積する過程をまとめると、それは第7図のようになる。風俗宿泊施設が集積する発端となったのは、高度経済成長期における社会経済の影響によるところが大きい。高速道路のIC開通後に、モーテル型が営業を始めた。1973年の風営法により、ワンルーム・ワンガレージ式のモーテル型風俗宿泊施設が規制されたが、ガレージの共有化などで、その規制はクリアされてきた。そして、市街化区域の整備、とりわけ、IC周辺における農地の宅地化は、同種の風俗宿泊施設の展開を進めた。1983年の風営法の大幅な改正により、モーテル型風俗宿泊施設の営業が難し



第7図 郊外における風俗宿泊施設の集積過程

くなると、ビルディング型風俗宿泊施設が営業を始めるようになった。その結果、同一地域において、既存のモーテル型と新たに営業を始めたビルディング型とによる風俗宿泊施設の集積が進む。一方で、草創期には地元の業者によって営業されてきた店舗にも、時代が下るにつれて他府県の同業者が参入した。その結果、店舗間の競争が激しくなり、経営が不安定ななか、新たに店舗を建設して営業を始めるよりも、このような店舗を買取して風俗宿泊施設を開業する同業者も多くなった。

風俗宿泊施設の営業は、50歳以上の近隣住民や留学生を中心とするパート従業員によって支えられている。彼・彼女らは、年齢や留学生といった労働条件を鑑み、風俗宿泊施設での労働を選択している。性別によりパート従業員は業務別に採用されるものの、来客状況に合わせて担当外の業務もこなすよ

う、彼・彼女らは柔軟に配置されている。また、こうした従業員の多くは、他の同業店舗でも勤務経験がある。これは、風俗宿泊施設が集積する地域だからこそ顕著にみられる現象であり、観光宿泊施設を対象とした地理学報告とは異なると思われる。

今後の課題として、都市中心部における風俗宿泊施設の立地展開を明らかにする必要がある。京都市では、東山・中京区の繁華街においてビルディング型を中心とする集積がみられる。井上によれば、1958年に売春防止法の施行後、旧遊廓からの営業形態の変更を余儀なくされた経営者たちが旅館経営へと展開し、「ラブホテル」の経営を始めたという¹⁹⁾。また、店舗22のマネージャーによれば、繁華街に立地する店舗においては、客層も違うという²⁰⁾。今回提供をうけた資料のなかには、上記の実証を可能にする記録の存在が認めら

れた。それによれば、繁華街の風俗宿泊施設より郊外に立地する施設の方が、集客圏の広いことがうかがえる。本稿では、立地別における風俗宿泊施設の特性について言及できなかったが、これらを今後の研究課題としたい。

〔付記〕本稿は、2007年度に提出した立命館大学文学部地理学専攻の卒業論文に加筆・修正を加えたものです。本稿作成にあたって、フィールドワークという目的でのアルバイトを認めていただいた店舗22のマネージャー、主任、ならびにパート従業員の皆様に温かいご協力を賜りました。また、登記事項証明書の閲覧にあたってご高配いただいた京都地方法務局伏見出張所の皆様にもお礼申し上げます。そして、2年間にわたるご指導をいただいた河原典史先生、ならびに立命館大学地理学教室の先生方へ厚くお礼申し上げます。

本稿の要旨は、第56回全国地理学専攻学生卒業論文発表大会（於東京学芸大学）において報告しました。

注

- 1) 石井英也「白馬村における民宿地域の形成」、人文地理 29、1977、1-24 頁。
- 2) 妻鹿奈緒美・橋本雄一「登別温泉観光集落における土地利用の変化」、北海道地理 81、2006、39-44 頁。
- 3) 淡野明彦「沿岸域における民宿型観光地域の形成—三重県鳥羽市相楽地区の事例—」、地理学評論 58A-1、1985、19-38 頁。
- 4) 根岸正美「静岡県初島における民宿集落の形成」、学芸地理 33、1979、1-21 頁。
- 5) 浮田典良他「日本における宿泊施設（旅館・ホテル等）の分布とその変化」、立命館文学 502、1987、24-55 頁。
- 6) ①花田一彦『ラブホテルの文化誌』、現代書館、1996、230 頁。②井上章一『愛の空間』、角川書店、1999、421 頁。③鈴木由加里『ラブホテルの力』、廣済堂、2002、198 頁。④近藤利三郎『なつかしの関西ラブホテル 60 年—裏のうらのウラ話—』、レベル、2006、255 頁。⑤金 益見『ラブホテル進化論』、文藝春秋、2008、219 頁。
- 7) 阿部 一「景観・法令・建築—風俗宿泊施設からみた人間と景観の相互関係—」、地理学評論 64A-4、1991、265-279 頁。
- 8) 永井良和『風俗営業取締』、講談社選書メチエ、2002、165 頁。18 歳未満のものを従業員として採用してはいけないし、18 歳未満の立ち入

りも禁止となっている。永井によれば、「店舗が中・高生の売春に利用されるのを抑制する必要が生じていた」と述べている。

- 9) 登記事項証明書とは、不動産登記簿の登記簿謄本である。その不動産（土地、建物）の所在地、広さ・大きさ、その所有権は誰にあるのか（あったのか）が表記されている。
- 10) 2007 年 5 月～12 月にかけて、フィールドワークという目的でのアルバイトを行った。
- 11) NTT 番号情報株式会社「i タウンページ」(<http://itp.ne.jp> : 2007/11/19 アクセス)。なお風俗宿泊施設の営業店舗数は、このサイトに掲載されている「ラブホテル」「モーテル」の電話番号の数を参照した。
- 12) 日本における、ワンルーム・ワンガレージ式の「モーテル」は石川県加賀市郊外に 1973 年に営業を開始した。前掲 6) -①、42 頁。
- 13) 前掲 6) -③。
- 14) 前掲 7)。
- 15) 阿部によれば、「風俗営業等取締法が改正されたことにより、都道府県が条例で定める禁止地域内におけるモーテル営業が禁止された」としている。前掲 7)。
- 16) 1985 年に改正された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、新風営法）では、「店舗型風俗特殊営業」の四号営業に指定されている。施設の規模に応じた広さの食堂及びロビーがないように、車庫からフロントを通らずに直接に客室に入れる構造になっていたり、回転ベッドや鏡張りの部屋などの性的好奇心に応ずるための設備があったりすると、新風営法の適用対象の「ラブホテル」となる。前掲 8)、160-171・201-203 頁。
- 17) フリータイム制とは、時間帯はホテルによって異なるが、基本料金（1 時間当たりの料金）で 3 時間から 5 時間利用できる料金形態のことである。これは、サービスタイムともいわれる。
- 18) 聞き取りによる。現在の店舗 22 を含め、2 店舗以上の風俗宿泊施設で勤務経験があるのは、女性パート従業員 23 名のうち 15 名を数えた。男性パート従業員 13 名のなかでは、2 名であった。男性パート労働者に聞くと、勤務年数は 1 年～3 年と答える人が多かった。男性が風俗宿泊施設で働くようになったのは、ここ近年のことだと思われる。ちなみに、別の店舗で働くことになった理由としては、「人間関係の悩み」という声がよく聞かれた。
- 19) 前掲 6) -②、330-336 頁。
- 20) マネージャーへの聞き取りによると、「郊外に立地する店舗はリピーターが多く、繁華街に立地する店舗では、いわゆる一回限りの一見さんが多い」という。